

平成 29 年 4 月 7 日
J R A 報 道 室

お 知 ら せ

「騎手 松田大作の道路交通法違反」に関する処分について

騎手 松田大作に対する処分について、平成 29 年 4 月 7 日（金）第 2 回裁定委員会にて下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

「騎手 松田大作は、平成 29 年 2 月 2 日（木）、京都府京都市内において道路交通法を違反（免許停止中の無免許運転及び速度超過）したことにより、平成 29 年 3 月 23 日（木）、向日町簡易裁判所において罰金刑に処された。

これは、日本中央競馬会競馬施行規程第 147 条第 20 号に該当するため、平成 29 年 2 月 9 日（木）から平成 29 年 8 月 8 日（火）まで騎乗を停止する。」

〔経 過〕

1. 平成 29 年 2 月 2 日（木）、松田大作は、京都府京都市内で自動車を運転していたところ、道路交通法違反容疑（免許停止中の無免許運転及び速度超過）により京都府警察に検挙されたことが判明した。
2. 平成 29 年 2 月 9 日（木）、第 2 回京都競馬裁決委員は、松田大作に対し、同日から裁定委員会の議定があるまでの間、騎乗を停止した。
3. 平成 29 年 3 月 23 日（木）、向日町簡易裁判所において、松田大作は罰金刑に処された。
4. 平成 29 年 3 月 29 日（水）、第 1 回裁定委員会を開催して予定される処分（騎乗停止 6 ヶ月）を決定し、行政手続法により、松田大作に対して弁明の機会を付与したが、指定期日までに弁明書の提出はなかった。
5. 平成 29 年 4 月 7 日（金）、第 2 回裁定委員会で上記処分を決定した。